

第1号の4の4様式（第12条の2の30関係）（昭62運令5・追加、平14国交令98・平16国交令98・平18国交令102・一部改正）

(→)

有害液体物質記録簿

CARGO RECORD BOOK

船 名

Name of ship

船舶番号又

は信号符字

Distinctive number

or letters

国際海事機関

船舶識別番号

IMO number

総トン数

Gross tonnage

期 間

から

まで

Period

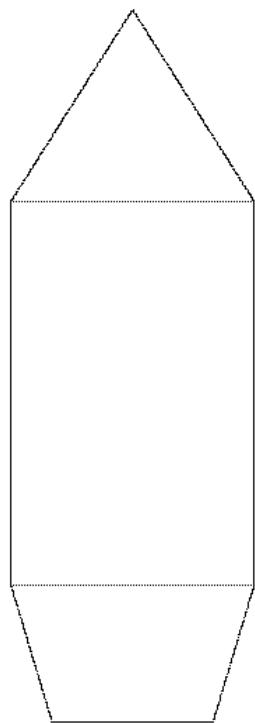
from _____

to _____

(=)

貨物艤及びスロップタンクの平面図
PLAN VIEW OF CARGO AND SLOP TANKS

(船内で記載する。)
(to be completed on board)



タンクの識別記号 Identification of the tanks	容 量 Capacity

(ポンプルームの位置を)
表示すること。
(Indicate the location)
of pump room

(立方メートルにより各タンクの容量)
を表示すること。
(Give the capacity of each tank in)
cubic metres

(三)

(四)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行つた場合に、その日付並びに当該作業の内容を表す符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録、当該作業の責任者の署名並びに認可された検査員の氏名及び署名の欄に記入すること。
- 2 國際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

記載すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符 号	番 号	作 業 の 内 容
(A)		貨物の積込み
	1	積込みの場所
	2	貨物艤の識別記号並びに当該貨物艤に積み込んだ貨物の名称及び分類
(B)		船内における貨物の移替え
	3	移し替えた貨物の名称及び分類
	4	貨物艤の識別記号
	. 1	から
	. 2	へ
	5	4. 1の貨物艤は、空になつたか。
	6	空になつていない場合には、貨物艤に残る量（立方メートルによる。）
(C)		貨物の取卸し
	7	取卸しの場所
	8	貨物を取り卸した貨物艤の識別記号
	9	貨物艤は、空になつたか。
	. 1	空になつた場合には、取卸し及び吸排が手引書に従つて行われたかを確認する。（例えば、横傾斜、縦傾斜及びストリッピング）
	. 2	空になつていない場合には、当該貨物艤に残留する貨物の量（立方メートルによる。）
	10	手引書において、予備洗浄を行い、洗浄水を受入施設に処分しなければならないとされているか。
	11	ストリッピング装置又は吸排装置の故障
	. 1	装置が故障した時刻及び故障の状態
	. 2	故障の原因

		. 3	装置が作動可能な状態になった時刻
(D)		12	予備洗浄 貨物艤の識別記号並びに当該貨物艤に積載されて いた貨物の名称及び分類
		13	洗浄方法 . 1 一貨物艤当たりの洗浄機の数 . 2 洗浄に要した時間又は洗浄サイクル . 3 温水洗浄又は冷水洗浄
		14	予備洗浄により生じた洗浄水は、 . 1 貨物取卸港の受入施設に処分した。(港名を表 示すること。) . 2 その他の受入施設に処分した。(港名を表示す ること。)
(E)		15	予備洗浄以外の貨物艤の洗浄 洗浄した時刻、貨物艤の識別記号並びに当該貨物 艤に積載されていた貨物の名称及び分類を表示 し、次の事項を記入すること。 . 1 使用した洗浄方法 . 2 化学洗剤(洗剤名及び量(立方メートルによ る。)を表示すること。) . 3 使用した通風洗浄方法(使用した通風機の数及 び通風時間を記入すること。)
		16	貨物艤の洗浄水は、 . 1 排出した。 . 2 受入施設に処分した。(港名を表示すること。) . 3 他のタンクに移し替えた。
(F)		17	貨物艤の洗浄水の排出 貨物艤の識別記号 . 1 貨物艤の洗浄中に洗浄水を排出したか。排出し た場合には、排出率(立方メートル毎時によ る。)を表示すること。 . 2 洗浄水を移し入れたタンクから洗浄水を排出し たか。排出した場合には、排出量(立方メート ルによる。)及び排出率(立方メートル毎時によ る。)を表示すること。
		18	排出を開始した時刻及び完了した時刻
		19	排出中の船舶の速力
(G)		20	貨物艤への水バラストの積込み 水バラストを積み込んだ貨物艤の識別記号
		21	水バラストの積込みを開始した時刻

	(H)	貨物艤からの水バラストの排出又は処分 22 貨物艤の識別記号 23 水バラストの排出又は処分 . 1 排出 . 2 受入施設への処分（港名を表示すること。） 24 水バラストの排出又は処分を開始した時刻及び完了した時刻 25 排出中の船舶の速力 (I) 事故その他の理由による例外的な排出 26 排出の時刻 27 排出された有害液体物質の概量（立方メートルによる。）、名称及び分類 28 排出又は流失の状況及び一般的記述 (J) 認可された検査員による規制 29 港名を表示すること。 30 陸上に処分する場合には、貨物艤の識別記号並びに当該貨物艤に積載されていた貨物の名称及び分類を表示すること。 31 貨物艤及び関連管系内は、空になつたか。 32 予備洗浄は行われたか。 33 予備洗浄により生じた洗浄水は、陸上に処分され、貨物艤は、空になつたか。 34 予備洗浄の免除が認められた場合には、その免除免除の理由 35 36 認可された検査員の氏名及び署名 37 検査員が所属する機関、会社及び官庁 (K) (A)から(J)までに掲げられていない記述
--	-----	---